

資 料

- 資料1 市会改革に係る検討項目一覧
- 資料2 議会棟の拡充について（案）
- 資料3 議場での発言時の物品等の使用等に係る申合せ（案）
- 資料4 文書質問の取扱いについての申合せ（修正案）
- 資料5 テレビ政策討論会の実施について（案）
- 資料6 執行機関設置の審議会への参画についての申合せ（案）
- 資料7 市会議第18号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

（参 考）

委員会開会経過

第2次「京都市会改革検討小委員会」名簿

平成18年1月

市会改革に係る検討項目一覧

1 議会機能の充実

- (1) 議会棟の拡充等
 - ① 議会棟の拡充等
- (2) 本会議に関すること
 - ② 本会議場における一問一答方式の導入
 - ③ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い
 - ④ 文書質問の取扱い（無所属議員への対応を含む。）
 - ⑤ 定例会開会時の市歌の斉唱
- (3) 常任委員会に関すること
 - ⑥ 政策討論会の実施
 - ⑦ 請願者による趣旨説明の制度化
- (4) 予算・決算特別委員会に関すること
 - ⑧ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し
 - ⑨ 市長総括質疑の充実
 - ⑩ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し
- (5) その他
 - ⑪ 出資法人経営関係者の委員会への出席要請
 - ⑫ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し
 - ⑬ 訴えの提起（市営住宅の家賃滞納等）を迅速に行うための市長専決範囲の拡大

2 開かれた（魅力ある）市会の推進

- ⑭ 市会だよりの充実
- ⑮ 本会議場等の一般見学

3 議会のIT化の推進

- ⑯ 市会ホームページの充実
- ⑰ 電子情報による各種資料（議案、委員会資料、議員会資料等）の送付

4 その他

- ⑱ 海外行政調査の在り方
- ⑲ 議員の位置付け等
- ⑳ 費用弁償の在り方
- ㉑ 市会バスの導入
- ㉒ 区長の本会議、委員会への出席
- ㉓ 各選挙区の定数の見直し
- ㉔ 議員証の改善

議会棟の拡充について

この報告書は、第2次市会改革検討小委員会において、本会議場の充実をはじめとする、議会棟の拡充について、5回にわたる検討を経て、京都市会の議会棟のあるべき姿や今後について取りまとめたものである。

1 議会棟に係る現状認識－検討項目として「議会棟の拡充」を設定した理由

議場、委員会室、議長室及び副議長室、議会事務局の執務室、図書室等、その他議会活動に必要な施設のことを総称して議会棟（議事堂）という。

第2次市会改革検討小委員会では、検討項目の設定に当たって、まず、京都市会の議会棟（以下「議会棟」という。）の現状がどういった状況で、どのような課題があるのかについて把握する必要があると判断し、それらについての検証を行うこととした。

京都市会においては、昭和2年に建築された京都市役所2階の大部分が、本会議場をはじめとする議会棟となっている。建築から80年近くが経過し、とりわけ本会議場は、政令指定都市の中でも最も古く、他の都市とは趣の違った、伝統的な風格を有している。この間、一部の改修・補修は行われてきたものの、大部分は当時の姿のままである。

主な改修としては、建築当初の本会議場はバリアフリーをはじめとする整備がなされていないため、傍聴席の全面改修などによる、車いす・盲導犬等傍聴席の設置や、手話通訳用モニターの設置、傍聴席スペース及び通路の拡大、視覚障害者用点字ブロックの設置などを行ってきたところである。

しかしながら、本会議場内における段差の解消や、議員席後方に位置する理事者席の議場前面への移設、対面式質問席の設置及び委員会室の増設、議員応接室の増設、女性議員更衣室の新設、傍聴席からの眺望の改善など、今なお検討課題となっている部分が多く、抜本的な改革が必要とされている。

これらの現状を踏まえ、議会機能の充実を図るために、第2次市会改革検討小委員会の検討項目として設定することとした。

2 検討内容

1で述べた、今後の課題について検討するに当たり、まず他の政令指定都市においてはどのような状況となっているかを調査することとし、他の政令指定都市の状況を把握したうえで、京都市の現状について検討を行うこととした。

また、平成18年8月29日～30日の日程で、他都市調査を実施した。

(1) 他の政令指定都市との比較

ア 議場のバリアフリー化について

札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、大阪市、神戸市においては、車いす利用者による議員席までの移動が一部可能で、北九州市では全議員席への移動ができる整備がされている。

しかしながら、車いす等でも自由に議長席や演壇等へ移動できるほどまでに、バリアフリー化がなされている都市はない。

京都市では、議場内の段差がきつく、また通路が狭あいであるため議員が車いすを使用する場合には、自由に議員席等へ移動することはできない状況となっている。

イ 理事者席の位置について

京都市を除くすべての政令指定都市においては、理事者席が議場の前面に配置されており、議員席と理事者席が対面する配席になっている。

京都市では、市長、3副市長の理事者席は前面に配置されているが、それ以外の理事者席は、議員席の後方に配置されている。

ウ 対面式質問席の設置について

対面式質問席を設置している政令指定都市はなく、京都市においても設置していない。

ただし、川崎市においては、6月及び12月の定例会における議案外の個人質問で、議員自席からの質疑を可能としている。

エ 委員会室について

仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、名古屋市、大阪市、北九州市、福岡市においては、常任委員会数と同数以上の委員会室が設置されているが、このうち、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市では、議会運営委員会室が委員会室と兼用となっている。

京都市においては、現行では三つの委員会室に対し、常任委員会は五つあるため、3委員会までしか開催できない状況にある。ただし、市会運営委員会室、理事会室は、専用の部屋として設置している。

オ 女性議員更衣室の設置について

横浜市、神戸市、北九州市で女性議員更衣室が設置されている以外は、設置している政令指定都市はなく、京都市においても設置していない。

(2) 他都市調査

8月29日から30日にかけて、他都市における事例の調査として、名古屋市と福岡市議会を訪問し、議場や委員会室等議会棟の視察を行った。

【議場】

【名古屋市会】 築年：昭和8年，面積：273㎡



【福岡市議会】 築年：昭和57年，面積：466㎡



【委員会室】

[名古屋市会] 常任委員会室 6，特別委員会室 1，議運室 1，議運控室 1
総面積 1, 200 m²



[福岡市議会] 常任委員会室 5，特別委員会室 3，議運室 1
総面積 1, 177 m²



3 議会棟のあるべき姿と実現するにあたっての制約

現状把握による検討を踏まえたうえで、議会棟のあるべき姿と、その実現に向けて京都市が抱える制約について検討を行った。

本来、議会棟はすべてにおいてユニバーサルデザインに基づいた施設であるべきである。

第2次市会改革検討小委員会では、ユニバーサルデザインの見地に立ちながら、他の政令指定都市との比較から導き出される、現在の議会棟の改修による議会棟のあるべき姿について検討を行った。

なお、具体的な検討に当たっては、本会議場関係とそれ以外の議会棟部分に分けて検討することとした。

(1) 本会議場のあるべき姿

ア バリアフリー化

現在の本会議場内にある段差を解消するなど、車いす等を使用する方が議員席へはもちろん、演壇や議長席へも、自由に移動できるといった、身体機能にかかわることなく、すべての人が支障なく使用できる議場とすることである。

そのためには、床が平面化されており、通路には十分な幅があり、必要箇所へ手すり等が設置され、また演壇等へ移動するための通路は緩やかなこう配を持つスロープ形状となっていることが望まれる。

イ 議員席、理事者席の配置

議員席と理事者席が互いに対面して位置することで、議会審議の緊張感を高めるとともに、市民にとってより分かりやすい審議となるようにすることである。

具体的には、議員席の後方に設置されている市長、副市長以外の理事者席を議場前面に移設することによる対面形式の実現が望まれる。

ウ 一問一答方式の導入と対面式質問席の設置

本会議場での代表質問等は、現在は一括質問一括答弁方式となっているが、質問とそれに対する答弁がダイレクトにかみ合う、一問一答方式を導入することにより、これまで以上の議論の活性化を図るとともに、市民にとってより分かりやすい議会とすることである。

一問一答方式を導入する場合、質問席と答弁席を対面に設置することが望ましく、そのためには現在の演壇を答弁席とし、それと向かい合うように新たに質問席を設置するなど対面式質問席の設置が望まれる。

エ 傍聴席の改善

傍聴席に関しては、車いす・盲導犬等傍聴席の設置や、手話通訳用モニターの設置、傍聴席スペース及び通路の拡大の実施など、これまでから改善に取り組んでいる。しかしながら、構造上、傍聴者が傍聴席に座った状態では本会議場全体が見渡せない状況にあるため、傍聴席から本会議場全体を見渡すことができるように抜本的に全面改修することが望まれる。

(2) 本会議場以外の議会棟のあるべき姿

本会議場以外の議会棟に関しては、常任委員会数と同数以上の委員会室が設置され、必要に応じて複数の常任委員会が同時に開催できるようにすることや、議員応接室、女性議員更衣室の設置等により、議会活動がより活発に、また円滑に行われ得るように、議会棟の機能の充実が図られることが望まれる。

(3) 実現に向けた制約

議会棟のあるべき姿の実現に関し、京都市会が抱える制約を検討した結果、物理的側面からの制約と、財政的側面からの制約が存在することが判明した。

ア 物理的側面からの制約

(ア) バリアフリー化、理事者席の前面への配置、対面式質問席の設置、傍聴席の改善など、本会議場関係の拡充に関して共通するのが、議場スペースが狭あいであるという物理的側面からの制約である。

建築から80年近くが経過する本会議場は、現在、新たな設備を設置できるだけの余裕あるスペースがなく、議会棟のあるべき姿に掲げられたような整備を行う場合には、どの整備をするにしても大規模な改修は免れない。

改修規模を縮小し、例えば車いす使用者用の議員席の設置に特化した場合でも、車いすの回転スペースの確保が必要となり、それに伴いその他の議員席の移設等も必要となってくるため、結果的には大規模な改修となってしまう。なお、大規模な改修を行った場合には、本会議場が有する伝統的な風格を保つことは困難となる。

理事者席の前面への移設については、必要な理事者席のすべてを設置することはできない、あるいは対面式質問席の設置については、速記者席を廃止することや、質問者がテレビカメラに背を向けることになるため、新たな措置が必要になるなど、別の課題が発生することになる。

また、改修には相当の期間が必要となってくるが、実施可能な工期は5月市会定例会の閉会後から9月市会定例会の開会までの3箇月となり、大規模な改修を行うには必ずしも十分な期間ではない。

(イ) 委員会室の増設、議員応接室の増設、女性議員更衣室の新設などの本会議場以外の議会棟に関しては、現在の議会棟スペースには余裕はなく、新たな議会棟スペースを確保する必要がある。

しかしながら、市役所本庁舎2階部分に新たなスペースを確保するには、執行機関の執務室を利用する以外にはなく、その場合、執務室の代替場所を他に確保しなければならないなどの課題が出てくる。

イ 財政的側面からの制約

京都市が抱えるもう一つの制約が、厳しい財政状況に見られる財政的側面からの制約である。

議会棟の改修に必要な概算経費は、本会議場の理事者席の移設を伴う全面改修の場合には約1億～1億2千万円、車いす使用者用の議員席の設置に特化した場合に約4千900万円、対面式質問席の設置に特化した場合に約4千800万円である。

また、市役所本庁舎2階部分の執行機関の執務室を、新たな議会棟スペースとして確保する場合、委員会室等への改修工事費に約3千万円程度、また執行機関の執務室の代替場所として年間約1千2百万円程度の事務室賃借料が必要となる。

しかしながら、京都市の財政状況は平成13年度から依然として財政非常事態の下にあり、先に述べたような多額の改修経費を確保することは非常に難しくなっているのが現状である。

4 議会棟拡充に係る執行機関側との協議

現保健福祉局保健福祉総務課の執務室スペースの新たな議会棟スペースとしての使用に関する協議を行うため、平成18年10月26日に執行機関側に対し申入書を提出した。申入書に基づき、同年11月17日に執行機関側との協議を行った。

協議の中で、執行機関側から、「議員の方々には非常に迷惑を掛けており、申入れを重く受けとめる。その一方で、現在の市役所は本庁機能を最低限果たすための執務室の配置となっているため、本庁機能を最低限は維持できるような配置について検討していくとともに、京都市の厳しい財政状況の中でどのようにして課題を解決していくかについて、今後、市会側とも協議しながら、慎重に検討していきたい。」旨の回答を得た。

(議会棟拡充についての協議)

- ・日 時 平成18年11月17日(金) 午前11時から
- ・場 所 第一応接室
- ・出席者(市 会) 巻野議長、鈴木副議長、北川委員長、井坂委員、大道委員、小林(あ)委員、繁委員、倉林委員
(執行機関) 星川副市長、中野総務局長

5 総論

以上のように、議会棟の拡充に関して、議会棟の現状と他の政令指定都市の状況、議会棟のあるべき姿、そして実現するにあたっての制約について検討を行ってきた。

議会棟の拡充は、現状ではそのすべてを直ちに実施することは難しいと考えられるが、本会議場のバリアフリー化の実現や、議会と理事者の緊張感を持つ議会の活性化の実現という、今後、避けては通れない課題があるのも事実である。

一方で、物理的側面からの制約、財政的側面からの制約の下、様々な課題の解決策を即座に導き出すことは、容易なことではないのも事実である。

したがって、本会議場をはじめとする議会棟の拡充については、現在の議会棟の状況や京都市の厳しい財政状況を勘案し検討した結果、現時点では、直ちに実施に至ることは困難であろうと言わざるを得ないが、同時に、今回の第2次市会改革検討小委員会における議論を踏まえ、議会だけでなく執行機関においても、中長期的な期間の中で、物理的側面からの制約と財政的側面からの制約を見据えつつ、議会棟の全面改修をも視野に入れた、抜本的な改修についても検討していく必要がある。

【参考資料1】

平成18年10月26日

京都市長 様

第2次京都市会改革検討小委員会
委員長 北川 明

申 入 書

京都市会においては、平成18年1月に「第2次京都市会改革検討小委員会」を設置し、議会機能の充実を図るものとして、議会棟の拡充について検討を行ってきたところであります。

現在、京都市会の議会棟は、本会議場をはじめ、全体のスペースが狭あいであり、本会議場内における段差の解消や、議員席後方に位置する理事者席の議場前面への移設、委員会室の増設、議員応接室の増設、女性更衣室の設置など、多くの課題を有しています。

しかしながら、京都市の財政状況を鑑みると、これらの課題を即座に解決することは困難であると言わざるを得ないのが現状であります。

このようなことから、議会棟の拡充に関し、下記の事項について協議いたしたく申入れを行うものであります。

記

現在、保健福祉局保健福祉総務課の執務スペースとなっている市役所本庁舎2階（東南側）について、新たな議会棟スペースとして使用することについて

議会議場スペースについて

H18.11現在

都市名	京都市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
配置	4F建 2F	19F建 16-18F	議会議場(4F建)等	議会議場と市庁舎3	4F建 3F	8階建 5-8F	議会議場(4F建)	市庁舎 3F	4階建 1-4等	8階建 7-8F	12階建 10-12F	30階建(25-30F)	議会議場5F建	議会議場3F建	議会議場(7-15F)
常任委員会数	5	6	6	6	5	5	8	6	6	6	6	6	6	6	5
委員会室(m ²)	1,2委室 146 3委室 112 5委室 142	1委室 115 2委室 111 3委室 111 4委室 74 1特委室 234 2特委室 190	1委室 196 2委室 189 3委室 121 4委室 132 5委室 131 6委室 144 7委室 186 特別委 282	1委室 116 2委室 116 3委室 116 4委室 115 5委室 115 6委室 115 7委室 115	1委室 102 2委室 102 3委室 102 4委室 73 5委室 77	502室 124 601室 100 602室 120 603室 73 605室 124	1委室 95 2委室 92 3委室 88 大会議室 232	1委室 197 2委室 121 3委室 209	1委室 156 2委室 146 3委室 146 4委室 158 5委室 146 6委室 150 特別委 146	1委室 176 2委室 176 3委室 176 4委室 176 5委室 176 6委室 176 特別委 295	1委室 134 2委室 145 3委室 133 4委室 143	1委室 190 2委室 140 3委室 140 4委室 140 5委室 140	1委室 138 2委室 103 3委室 171	1委室 157 2委室 157 3委室 125 4委室 128 5委室 137 6委室 191	1委室 120 2委室 120 3委室 120 4委室 120 5委室 120 1特委室 145 2特委室 120 3特委室 225
(計)	400	835	1381	808	456	541	507	527	1048	1351	555	750	412	895	1090
議会運営委員会室(m ²)	議運室 98 理事会室 65	議運室 100	7委室と兼用	1委室と兼用	1委室と兼用	502室と兼用	— 0 — 0	2委室と兼用	議運室 120 議運控室 32	議運室 131	議運室 106	議運室 100 理事会室 60 代表者会議室 60	議運室 103	議運室 102	議運室 87
正副議長室(m ²)	議長室 55 副議長室 49	議長室 90 副議長室 73 正副議長応接室 47	議長室 69 副議長室 42 議長応接 63	議長室 90 副議長室 47 議長応接 70	正副議長室 80 1応接室 55 応接室 41	議長室 60 副議長室 60 議長応接 60	議長室 69 副議長室 45 議長応接 45	議長室 71 副議長室 46 議長応接 38	議長室 107 副議長室 94 応接室 71	議長室 95 副議長室 74 議長応接 60 副議長応接 60 議長公室 131	議長室 74 副議長室 61 議長室 70 副議長室 70 議長室 100	議長室 248 副議長室 112	議長室 91 副議長室 91 議長室 35 副議長室 35	議長室 108 副議長室 87 議長室 60	
議員控室(m ²)	483	813	632	612	458	630	1084	505	1351	1297	618	980 (談話室不含)	926	923	1225
(1人当)	7	12	10.5	9.9	8.2	10	11.9	9.5	17.3	14.6	9.1	13.6	15.4	14.7	19.8
その他会議室等(m ²)	モニター室 73 応接室 27 喫煙室 14	会議室1 78 会議室2 11 議心室 71 説明員控室 44 喫煙室 8 市政記者室 34 調音室 41	議場ロビー 120 説明員控室 66 議心室(3室) 117	全協室 175 会議室 89	モニター室 16 1説控室 34 2説控室 51 喫煙室(3F) 8 理事会室 51 全協室 155 印刷室 9 1議心室 27 2議心室 13 3議心室 13 喫煙室(1F) 6	501室 41 503室 65 504室 47 604室 45 606室 38 607室 20 1応接室 60 2応接室 73 議心室 34	会議室A～E 219 小会議室 82 小会議室(朝～4) 127 喫煙室 7	特応室 86 1議心接 66 2議心接 62 3議心接 32 大会議室 209 会議室1 89 会議室2 13 モニター室 40	小会議室4 162 市会応接 99	1会議室 33 2会議室 28 3会議室 60 4会議室 60 小会議室 23 市会面会室 355 関係者控室 26	CATV調整室 40 録音調整室 17 親子室 7 応接室 252 理事者控室 33	会議室 30 会議室 20 理事控室 30 議待遇室 40 傍聴待合室 30 議会応接室 60	全協室 244 議会公室 133 1議心接 36 2議心接 35 3議心接 34 1会議室 35 2会議室 59 議員懇談室 36	談話室 53 応接室(8室) 254 会議室(5室) 356 喫煙室 11	放送室 11 議員ロビー 71 理事控室 88 記者控室 35 議心室等 689
図書室(m ²)	112	78	76	70	56	149	47	62	292	338	169	302	143	191	176
その他(m ²)	321	182	1136	35	272	1380	806	0	571	335	28	570	2995	3417	144
合計(m ²)	1697	2505	3702	1996	1801	3303	3038	1846	3947	4457	1960	3272	5551	6454	3871

※ 議心室＝議員面談室， 議心室＝議員応接室， 説控室＝説明員控室， 議談室＝議員談話室， 特会議室＝特別会議室， 議待遇室＝議員待遇者室， 全協室＝全員協議会室， 特心室＝特別応接室
(注) 議場， 傍聴席等を除く

市会改革委員会

議場での発言時の物品等の使用等に係る申合せ（案）

- 1 議員が、議場で発言を行う際に、発言を補完するために、物品の使用その他の発言以外の表現方法を探ろうとする場合は、文書により、当該本会議の運営について協議を行う市会運営委員会が開会される日の前日の正午までに、市会運営委員長に申し出るものとする。
- 2 1の申出があった場合において、必要と認めるときは、理事懇談会でその可否を協議する。

【申出書様式例】

	平成 年 月 日
市会運営委員長 様	
	市会議員 ○○ ○○
物品使用等申出書	
下記により、物品の使用その他の発言以外の表現方法を探りたいので、申し出ます。	
記	
1 理由	
	平成 年 月 日開議の本会議における、 [質問 ・ 質疑 ・ 討論] の際の発言を補完するため。
2 品名等	
<input type="checkbox"/>	パネル，写真類
<input type="checkbox"/>	上記以外（)

平成18年7月
市会改革委員会

文書質問の取扱いについての申合せ（修正案）

- 1 議会は言論の府であり、質問は口頭によることを原則とすることから、会議規則第93条第1項に定める文書質問は、口頭による質問の機会がない場合その他円滑な議事運営を図るうえで必要な場合に、口頭による質問を補完するために行うものとする。
- 2 議員が文書質問を行おうとする場合は、本会議の運営についての協議を行う市会運営委員会が開会される日の前日の正午までに、市会事務局に申し出ることとする。
- 3 2の申出があった場合、理事懇談会は、市会事務局からその旨の報告を聴取し、その実施について協議する。
- 4 会議規則第93条第2項に定める質問主意書は、本会議開会の前日の午後5時までに市会事務局を通じて議長に提出するものとする。

（参考）

京都市会会議規則

第93条 議員は、会期中執行機関に対し、文書で質問することができる。

2 前項の規定による質問は、簡明なる主意書をつくり、議長に提出しなければならない。

3 （省略）

平成18年10月
委員長私案

テレビ政策討論会の実施について（案）

1 趣旨

度重なる京都市職員の不祥事に対応し、京都市会においては、8月21日から28日にかけて各常任委員会及び連合審査会を開会し、不祥事の原因究明を主眼とした調査を実施するとともに、同月31日の臨時会本会議において、全会派一致で「職員の不祥事に関する調査特別委員会」を設置し、市長から示された「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を基に、不祥事の根絶に向けた対策を主眼とした調査を行った。

こうした集中的な調査の結果を踏まえ、9月定例会の最終本会議において、

① 京都市職員の倫理の保持と服務規律の確保に関すること

② 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」等の取組に関すること

を付議事件として、「市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会」を設置し、市会として、引き続き監視の目を注ぐとともに、万が一新たな不祥事が発生した場合においては、その原因究明はもとより、再発防止策についても調査を行うこととしている。

そこで、こうした取組も含め、失われた市民の信頼回復と職員の服務規律の強化推進に向けて、市会の果たす役割について政策討論会を行おうとするものである。

2 テーマ

「市民の信頼回復と職員の服務規律の強化推進に向けて」－市会の果たす役割－

(1) 不祥事の原因、背景（原因分析）

(2) 「抜本改革大綱」について（評価）

(3) 市民の信頼回復と服務規律の強化推進に向けて（市会の果たす役割）

3 実施主体

各会派から選出された議員 6名程度

4 番組の構成（イメージ）

(1) 「職員不祥事の概要」、「市会の取組」、「抜本改革大綱の概要」について解説

(2) 不祥事の原因、背景について、会派の見解を表明、討論

(3) 「抜本改革大綱」について、会派の評価を表明、討論

(4) 市民の信頼回復と職員の服務規律の強化推進に向けての市会の果たす役割について、会派の見解を表明、討論

(5) まとめ

5 発言のルール

(1) 大会派順に会派を代表する委員に意見（評価）の表明を求めた後、これに対する賛否や質疑など、自由に意見を交換することにより進める。

(2) 発言時間は各会派所属議員数に応じて配分

(3) 各会派は、持ち時間の範囲内で自由に討論

6 必要経費

約1,900,000円

（見積条件）

・ 放送時間：55分

・ 番組形式：進行・説明 アナウンサー1名

・ 撮影場所：KBSのスタジオ

申合せについての事務局からの補足説明

(平成18年7月31日第6回委員会)

1 申合せ1「口頭による質問の機会がない場合」について

- (1) 本市会では、定例会ごとに一般質問を行う本会議（5月定例会は3日目、9月及び11月定例会は2日目及び3日目）を定め、こうした日以外には質問を行う機会を設けていないことから、本会議で一般質問を行った日以降に発生した事案について、文書質問以外の方法で市長等に対して問いただす機会がないと認められる場合がこれに当たる。
- (2) 一般質問は会派の代表制により行うこととしていることから、会派を構成していない議員から文書質問の申出があった場合は、「口頭による質問の機会がない場合」に当たる。
なお、この場合、質問の頻度や原稿量については、交渉会派が行う代表質問との均衡を失しないようにする必要がある。

2 申合せ1「その他円滑な議事運営を図るうえで必要と認める場合」について

あらかじめ事例を想定することは困難であり、そのつど判断する必要があるが、例えば、平成7年5月定例会で行われた文書質問は、議事進行に協力するために、当初予定されていた代表質問を文書質問に切り替えられたものであり、こうした場合は、「その他円滑な議事運営を図るうえで必要と認める場合」に該当すると考えている。

3 申合せ3、理事懇談会における協議内容について

申合せ（案）の1を踏まえて申し出られたものか否か、質問（原稿）の量が適当か否か、質問主意書の提出時期等について協議を行うことを想定している。

執行機関設置の審議会への参画についての申合せ（案）

執行機関設置の審議会については、法令又は条例で「議員」という文言が明記されているもの以外については、原則として参画しないものとする。

ただし、個別に執行機関から参画の要請があった場合は、理事懇談会でそのつど協議のうえ決定する。

① 法律に基づくもの

- ・ 京都市青少年活動推進協議会
- ・ 京都市社会福祉審議会
- ・ 京都市民生委員推薦会

② 条例に基づくもの

- ・ 京都市町名、町界変更審議会
- ・ 京都市都市計画審議会

なお、こうした取扱いは、平成19年の議員改選後の市会からとする。

市会議第18号



地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

地方議会制度の充実強化に関する意見書を次のとおり提出する。

平成17年10月13日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣 あて

京 都 市 会 議 長 名

地方議会制度の充実強化に関する意見書

地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自己決定権が拡大したことに伴い、二元代表制の下、地方議会の役割と責任は、一層重要なものとなっている。

今後、地方議会が住民の代表機関としてその負託にこたえ、その役割と機能を十分に発揮していくためには、議会の機能等を更に充実強化していく必要がある。

現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、議決権の拡大などの「議会の権能」、委員会所属の制限見直しなどの「議会組織」及びITを活用した「議会の運営」などについて活発な審議が行われているところであるが、議会の権能を十分に発揮するためには、議会に係る権限制約的諸規定の緩和や地方議会議員の身分に関する制度改正が必要である。

よって国におかれては、地方議会の権能強化及びその活性化のために、議会の招集権を議長に付与すること、議会に附属機関の設置を可能とすること、議員の法的位置付けを新たに「公選職」とすることなど、抜本的な制度改正を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委 員 会 開 会 経 過

開 会 経 過 検 討 経 過	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回
	平成 18 年 1 月 23 日	2 月 21 日	4 月 28 日	5 月 26 日	6 月 28 日	7 月 31 日	9 月 8 日	10 月 27 日	11 月 17 日
① 議会棟の拡充等	○	○	○	○			○		
② 本会議場における一問一答方式の導入	○			○				○	
③ 本会議場での発言時のパネル使用等の取扱い	○	○	○	○			○		
④ 文書質問の取扱い（無所属議員への対応を含む。）	○	○	○	○		○	○		
⑤ 定例会開会時の市歌の斉唱	○	○	○	○			○		
⑥ 政策討論会の実施	○			○		○		○	
⑦ 請願者による趣旨説明の制度化	○				○	○		○	○
⑧ 予算・決算特別委員会委員構成の見直し	○				○	○		○	○
⑨ 市長総括質疑の充実	○				○	○		○	○
⑩ 公営企業等予算・決算特別委員会審査日程の見直し	○				○	○		○	○
⑪ 出資法人経営関係者の委員会への出席要請	○				○	○	○		
⑫ 執行機関設置の審議会や外郭団体等への議員の参画の見直し	○	○	○	○			○		
⑬ 訴えの提起（市営住宅の家賃滞納等）を迅速に行うための市長専決範囲の拡大	○	○	○	○			○	○	○
⑭ 市会だよりの充実	○	○	○	○				○	
⑮ 本会議場等の一般見学	○	○	○	○	○	○		○	
⑯ 市会ホームページの充実	○			○	○		○		
⑰ 電子情報による各種資料（議案、委員会資料、議員会資料等）の送付	○				○			○	
⑱ 海外行政調査の在り方	○			○	○	○		○	
⑲ 議員の位置付け等	○				○				
⑳ 費用弁償の在り方	○			○	○	○			
㉑ 市会バスの導入	○				○				
㉒ 区長の本会議、委員会への出席	○				○		○		
㉓ 各選挙区の定数の見直し	○				○				
㉔ 議員証の改善	○	○	○	○				○	○

注) 開会日ごとに検討した項目には○印を付している。

第2次「京都市会改革検討小委員会」名簿

	氏 名	備 考
委 員 長	北 川 明	
委 員	井 坂 博 文	
委 員	大 道 義 知	
委 員	鈴 木 マサホ	平成18年1月20日～ 平成18年3月17日
委 員	小 林あきろう	平成18年3月17日～
委 員	繁 隆 夫	
委 員	倉 林 明 子	

◎オブザーバー

	氏 名	備 考
議 長	卷 野 渡	
副 議 長	日 置 文 章	平成18年1月20日～ 平成18年5月30日
	鈴 木 マサホ	平成18年5月30日～